

船舶事故等調査報告書

平成27年3月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014神第108号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成26年9月2日 12時20分ごろ
発生場所	滋賀県大津市南比良（琵琶湖西岸） 大物墓地四等三角点から真方位062°990m付近 （概位 北緯35°13.00′ 東経135°56.56′）
事故等調査の経過	平成26年9月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ サウザンドサニー号、0.1トン
船舶番号、船舶所有者等	250-56455兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、特殊小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	本船 左舷側に破損 自動車 車体右側及び右側ドア等に破損
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、故障した水上オートバイ1隻をえい航して大津市近江舞子南浜沖まで来たので、船長が、機関を中立とし、えい航索を故障した水上オートバイから切り離してたぐり寄せ、操縦ハンドルのアクセルレバー付近に掛けたところ、前進を始めた。 船長は、本船が前進を始めた反動で落水し、本船が無人の状態です約1.5km先まで航行を続け、平成26年9月2日12時20分ごろ琵琶湖西岸の砂浜に乗り揚げた。 本船は、乗り揚げた後、砂浜及び草地の上を約20m滑走し、駐車中の普通乗用自動車の右側面に衝突して停止した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 水象：水位 マイナス30cm
その他の事項	自動車付近には、人はいなかった。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象等の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、琵琶湖西岸沖において、水上オートバイのえい航を終えた際、えい航索を本船の操縦ハンドルのアクセルレバー付近に掛けたことから、アクセルレバーを握った状況となって航行を始め、その反動で船長が落水し、無人の状態です航行を続け、琵琶湖西岸の砂浜に乗り揚げたものと考えられる。

原因	本事故は、本船が、琵琶湖西岸沖において、水上オートバイのえい航を終えた際、えい航索を本船の操縦ハンドルのアクセルレバー付近に掛けたため、アクセルレバーを握った状況となって航行を始め、琵琶湖西岸の砂浜に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 緊急エンジン停止コードを手首から離して、えい航索をたぐり寄せる場合、水上オートバイの主機は完全に停止させて作業を行うこと。・ 水上オートバイの操縦ハンドルに物を掛けないこと。